

平成25年 4月 8日

〒720-0077
広島県福山市
南本庄2-12-27

光和物産(株)

内海 康仁 殿

中国地方整備局長 戸田 和彦



特定建設業の許可について(通知)

平成25年 2月 27日付けで申請のあった特定建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、
通知する。

なお、広島県知事に係る許可については、建設業法第9条第1項の
規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添
える。

記

許 可 番 号	国土交通大臣 許可(特-25) 第 24943号
許可の有効期間	平成25年 4月 8日から平成30年 4月 7日まで
建設業の種類	

土木工事業
大工工事業
とび・土工工事業
屋根工事業
鋼構造物工事業
板金工事業
塗装工事業
内装仕上工事業
建具工事業

建築工事業
左官工事業
石工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
鉄筋工事業
ガラス工事業
防水工事業
熱絶縁工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成30年 3月 8日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)